

# 補助金情報

## 小型合併浄化槽補助金制度

- ☑ 合併浄化槽工事の着工前であること
  - ・自己居住用の個人住宅で10人槽以下のもの
  - ※店舗などを併設するものも含むが、補助は住宅部分のみ。
  - ・工事が令和5年2月15日(水)までに終了すること

### 補助額

区分	5人槽	7人槽	10人槽
改築 (汲取り 便槽から転換)	482,000円	564,000円	698,000円
改築 (単独処理 浄化槽から転換)	582,000円	664,000円	798,000円
改築以外 (合併槽から 転換等は除く)	166,000円	207,000円	274,000円

※改築は、同一敷地内での転換が条件で、既存住宅建替えに伴う場合も含む。

※単独処理浄化槽を完全撤去の場合(増改築・建替え除く)、更に上乘せ補助金が加算される場合あり。

公共下水道事業計画区域、漁業集落環境整備事業区域、農業集落排水事業整備区域、団地内などの処理施設で生活排水を処理している区域は補助の対象になりません。

☎ 上下水道局下水道課(☎0848-29-7010)

## まちづくり活動を支援します

市民の皆さんによる自主的なまちづくり活動に対して、必要経費の一部を支援します。

### 市民活動団体部門

☑ 市内在住か市内へ勤務している5人以上で構成される団体

### 地域コミュニティ部門

☑ 町内会・区長会等の住民自治組織や地区社会福祉協議会等

### 【共通事項】

☑ 対象経費の3分の2以内(上限あり)

☑ 6月3日(金)までに、所定の様式を提出

※後日審査あり。

☎ 政策企画課(☎0848-38-9435)

## 事業者向け

### DX設備の購入費用を助成します

DX(デジタル技術によりサービスの自動化、作業の効率化をし、生産性を向上させる設備)を導入する事業者に費用の一部を助成します。詳しくはHPをご覧ください。

☑ 対象経費の2分の1(上限100万円)

☑ 4月25日(月)～令和5年1月31日(火)

※予算がなくなり次第終了。

☎ 商工課(☎0848-38-9182)



▲市HP

### 尾道市中小企業融資制度

金融機関・広島県信用保証協会と協力している低利の融資制度です。市が信用保証料の半額を負担し、料率を信用保証協会より低く設定しています。

☑ 市内に事業所を有し、1年以上引き続き事業を営む納税成績良好な中小企業者や事業協同組合など

### 融資制度の種類

(令和4.4.1現在)

資金の種類	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率
運転資金	会社・個人 1,500万円	7年以内 (内据置 6カ月以内)	短期年1.9%以下 (1.5%以下) 長期年2.1%以下 (1.7%以下)	所定の 信用保証料率 0.45%~1.9% うち 本人負担分 0.225%~0.95%
	事業協同 組合等 1,800万円			
小口貸付	会社・個人 500万円	7年以内 (内据置 6カ月以内)	短期年1.8%以下 (1.4%以下) 長期年2.1%以下 (1.7%以下)	※所定の料率から 本人負担分へ 引き下げた 半額部分は 市が負担。
設備資金	会社・個人 2,500万円	10年以内 (内据置 1年以内)	年2.1%以下 (1.7%以下)	
	事業協同 組合等 2,800万円			

※融資利率の( )内の利率は、広島県信用保証協会の保証付きの場合に適用。

☎ 商工課(☎0848-38-9182)

市内の金融機関

尾道商工会議所(☎0848-22-2165)

因島商工会議所(☎0845-22-2211)

尾道しまなみ商工会(☎0848-44-3005)

尾道しまなみ商工会御調支所

(☎0848-76-0282)

尾道しまなみ商工会瀬戸田支所

(☎0845-27-2008)



## 創業等支援

### 創業支援補助金

市内で新たに創業するための、建物の改修経費を助成します。

☑ 市内に新たに事業所を設置しようとしている新規創業者で、次の条件を満たす人(本人か親族所有の建物において新たに創業する者を除く。)

- ・特定創業支援等事業(※)を受けた証明書を有する人
- ・創業資金融資で事業所開設の設備資金を対象とする融資を受ける事業

(※)創業支援等事業計画に位置付けられた、商工団体等による継続的な支援。

補助額 建物の改修か修繕に要する経費の2分の1(上限50万円)

☑ 令和5年1月31日(火)まで※予算がなくなり次第終了。

☎ 商工課(☎0848-38-9182)

### 開業支援補助金

広島県外から尾道市へ移住して1年未満の事業者が、市内で新たに事業所を開設するための、建物の改修経費を助成します。

☑ 市内に新たに事業所を設置しようとしている事業者で、次の条件を満たす人(本人か親族所有の建物において新たに開業する者を除く。)

- ・他地域で1年以上事業経営を行っている代表者
- ・尾道市転入直前に広島県外で1年以上居住しており、申請日において、転入から1年を経過していないこと
- ・尾道市に定住し開業することを通じて地域の活性化に貢献する意思を持っていること

補助額 建物の改修か修繕に要する経費の2分の1(上限50万円)

☑ 令和5年1月31日(火)まで※予算がなくなり次第終了。

☎ 商工課(☎0848-38-9182)

### 若手創業者等応援給付金

☑ 創業・開業支援補助金の交付対象者のうち、尾道市転入直前に広島県外で1年以上居住しており、申請日において、転入から1年を経過していない、39歳以下の人

給付額 20万円

☑ 令和5年1月31日(火)まで※予算がなくなり次第終了。

☎ 商工課(☎0848-38-9182)

## 創業資金利子補給金交付制度

創業に係る支払利子相当額を2年間補助します。(年間上限30万円、1事業者1回限り)

☑ 市内に事業所を有している事業者で、次の条件を満たす人

- ・(株)日本政策金融公庫の創業に係る資金・広島県制度融資の創業支援資金の融資を受けて1年以内に創業した事業者か、創業後1年以内に融資を受けた事業者
- ・納税成績の良好な事業者

適用期間 令和7年3月31日までの融資実行分

※融資実行日から60日以内に申請。

※詳しくは市HPをご覧ください。

☎ 商工課(☎0848-38-9182)

## 因島土生町商店街 空き店舗等の活用支援

因島土生町商店街にある空き店舗・空き家を活用し、新たに开店開業する経費のうち、店舗部分の施設改修、備品購入の一部を助成します。

☑ 個人事業主・中小企業者・NPO法人で、令和5年3月31日(金)までに開業できる人

☑ 補助対象経費の2分の1(上限250万円)

募集数 2者

※交付要件等、詳しくは市HP掲載の募集要項をご覧ください。

☑ 4月15日(金)～6月15日(水)まで

☎ 因島総合支所しまおこし課(☎0845-26-6212)



■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。  
☑ 日時期間  
☑ 申込方法  
☑ 申込先  
☑ 問い合わせ先  
☑ 内容  
☑ 定員  
☑ 電話  
☑ 料率  
☑ フラックス  
☑ 保持  
☑ 電子メール  
☑ 締切  
☑ ホームページ